

公益社団法人高知県森と緑の会
山の学習支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人高知県森と緑の会 山の学習支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び対象事業)

第2条 補助金は、高知県の豊かな森林環境とその大切さを県民に気付かせ、その体験活動を通して生きる力と郷土を愛する心を育むための森林環境学習を推進することを目的として、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、国若しくは県の他の事業（補助金を交付する他の事業、委託事業等）又は「緑の募金」を活用して助成する事業等に採択若しくは採択予定の事業は補助対象外とする。事業実施主体が市町村、市町村教育委員会若しくは一部事務組合（以下「市町村等」という。）であって、当該補助事業の総事業費から補助金を控除した市町村等費の財源に森林環境譲与税を充てた場合は、補助対象外とする。

- (1) 山の学習支援事業
- (2) 山の一日先生派遣事業
- (3) 宿泊型学習支援事業（学校行事）
- (4) 宿泊型学習支援事業（学校行事以外）
- (5) 宿泊型学習利用促進事業（学校行事）

(事業実施主体)

第3条 前条に規定する補助事業を行う者は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助事業に係る補助対象経費、補助率等は、別表第2に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請手続)

第5条 事業実施主体は、別記第1号様式による補助金交付申請書を公益社団法人高知県森と緑の会理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の規定により補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、事業実施主体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る法令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に係る証拠書類とともに補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (3) 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを補助事業者としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行

わなければならないこと。

- (4) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに理事長に報告し、その指示を受けること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図ること。
- (7) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。
- (8) 第2条第3から5号に掲げる事業については、実施年度の12月31日までに実施した事業を対象とする。

2 理事長は、事業実施主体が、補助金を他の用途に使用し、又は補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付された条件若しくは規則若しくはこの要綱の規定若しくはこれらに基づく県の処分に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の確定があった後においても取り消すことができる。

(補助事業の交付の決定の通知)

第7条 理事長は、第5条の申請に基づき補助金交付の可否を決定し、事業実施主体に対し通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助事業の変更)

第8条 事業実施主体は、補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更について理事長の承認を受けようとする場合は、別記第2号様式による補助金変更申請書を理事長に提出しなければならない。

- 2 前項の補助金の変更承認を必要とする場合は、次のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 補助事業の追加、中止又は廃止を行う場合
 - (2) 補助金額が増額する場合

(実績報告等)

第9条 事業実施主体は、補助事業が完了した日から30日以内又は事業完了の年度の3月15日（やむを得ないと理事長が認める場合は3月25日）のいずれか早い日までに、別記第3号様式による補助金実績報告書を理事長に提出しなければならない。

- 2 事業実施主体は、別記第4号様式による補助金請求書を理事長に提出しなければならない。
- 3 事業実施主体は、第5条第2項のただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 事業実施主体は、第5条第2項のただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときには、その金額（前項の規定により減額した場合には、その減じた額を上回る部分の金額）を別記第5号様式により速やかに理事長に報告するとともに、当該金額を理事長に返還しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 理事長は、前条の実績報告が適当と認められるときは、補助金の額を確定し補助金を交付する。

(概算払)

第 11 条 理事長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、事業実施主体に対し補助金の 6 割以内の額を概算払により支払うことができる。

2 事業実施主体は、前項の規定に基づき概算払により補助金の交付を請求するときは、別記第 6 号様式による請求書を理事長に提出しなければならない。

(検査等)

第 12 条 理事長が必要であると認める場合は、事業実施主体に対して補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な検査を行うことができる。

(グリーン購入)

第 13 条 事業実施主体は、事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(県内発注)

第 14 条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(情報の開示)

第 15 条 補助事業又は事業実施主体に関して、「公益社団法人高知県森と緑の会情報公開要綱」に基づく開示請求があった場合は、同要綱第 3 の 3 の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(個人情報の適正な管理)

第 16 条 補助事業者は、補助事業を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等に基づき定められた「高知県個人情報取扱事務委託基準」に準じて実施するものとする。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

(失効期限等)

2 この要綱は、令和 9 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条、第 9 条第 4 項及び第 15 条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

附則 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 6 年 4 月 5 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 6 年 7 月 16 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

事業区分	事業内容	事業実施主体
第2条第1号に掲げる事業 山の学習支援事業	ア.「総合的な学習の時間」等において年間を通して森林環境学習を実践する事業のために要する経費への支援 イ.年間を通して森林をはじめとする自然体験活動を実践する事業のために要する経費への支援	ア.市町村等、県内で小中高等学校を運営する学校法人又はその私立小中高等学校、国立大学法人高知大学に附属する小中学校等 イ.市町村等、県内で幼稚園、保育所、認定こども園を運営する学校法人、社会福祉法人、県内に事務所を置く企業、団体（政治団体又は宗教団体は除く。）等又は国立大学法人高知大学に附属する幼稚園
第2条第2号に掲げる事業 山の一日先生派遣事業	森林環境学習の研修等を行う指導者を派遣する事業に要する経費への支援	市町村等、県内に事務所等を置く法人若しくは任意団体又は県内に居住する個人
第2条第3号に掲げる事業 宿泊型学習支援事業 （学校行事）	学校行事として実施する森林に関する学習と体験活動を含む1泊2日以上自然体験型学習事業に要する経費への支援	市町村等、県内で小中高等学校を運営する学校法人又はその私立小中高等学校、国立大学法人高知大学に附属する小中学校等
第2条第4号に掲げる事業 宿泊型学習支援事業 （学校行事以外）	概ね高校生以下の児童生徒を対象とした森林に関する学習と体験活動を含む学校行事以外の1泊2日以上自然体験型学習事業に要する経費への支援	市町村等、県内に事務所等を置くNPO法人、社会福祉法人、青少年教育団体等
第2条第5号に掲げる事業 宿泊型学習利用促進事業 （学校行事）	宿泊型学習支援事業（学校行事）における保護者負担額であって、就学援助等を受けている児童生徒の食費に対する支援（ただし、市町村等が3分の1以上の補助を行う場合に限る）	宿泊型学習支援事業（学校行事）を実施した市町村等、県内で小中高等学校を運営する学校法人又はその私立小中高等学校、国立大学法人高知大学に附属する小中学校等

注1.「山の一日先生」とは、山の一日先生派遣事業により森林環境学習の研修等を行う指導者のことを差し、資格を問わず、相応の指導能力を有する人物のことをいう。

注2. 事業実施の際に県の森林環境税を活用した事業であることを広報すること。

別表第2（第4条関係）

事業区分	補助対象経費	補助率	補助金額の上限												
<p>第2条第1号に掲げる事業 山の学習支援事業</p>	<p>賃金 報償費 旅費（自家用車を使用する場合の距離の算定は、経済的かつ合理的な経路により行うものとし、車賃は1キロメートルにつき37円とする。） 需用費（食糧費及び賄材料費を除く。） 役務費 委託料 使用料及び賃借料</p> <p>※実施場所は原則、県内とする。ただし、合理的な理由がある場合かつ高知県に隣接する県に限り、県外での活動を認める。</p>	<p>定額</p>	<table border="1" data-bbox="1525 272 2018 687"> <thead> <tr> <th>対象児童 又は生徒の数</th> <th>補助金額の上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40人未満</td> <td>22万円以内</td> </tr> <tr> <td>40人以上 80人未満</td> <td>44万円以内</td> </tr> <tr> <td>80人以上 160人未満</td> <td>66万円以内</td> </tr> <tr> <td>160人以上 240人未満</td> <td>88万円以内</td> </tr> <tr> <td>240人以上</td> <td>110万円以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※別表第1の事業内容イについては、3歳以上を対象とする。</p> <p>※賃金及び報償費は、1人1日当たり9,000円を上限とする。</p>	対象児童 又は生徒の数	補助金額の上限	40人未満	22万円以内	40人以上 80人未満	44万円以内	80人以上 160人未満	66万円以内	160人以上 240人未満	88万円以内	240人以上	110万円以内
対象児童 又は生徒の数	補助金額の上限														
40人未満	22万円以内														
40人以上 80人未満	44万円以内														
80人以上 160人未満	66万円以内														
160人以上 240人未満	88万円以内														
240人以上	110万円以内														
<p>第2条第2号に掲げる事業 山の一日先生派遣事業</p>	<p>賃金 報償費 旅費（自家用車を使用する場合の距離の算定は、経済的かつ合理的な経路により行うものとし、車賃は1キロメートルにつき37円とする。） 需用費（食糧費及び賄材料費を除く。） 役務費 委託料 使用料及び賃借料</p> <p>※実施場所は原則、県内とする。ただし、合理的な理由がある場合かつ高知県に隣接する県に限り、県外での活動を認める。</p>	<p>定額（事業実施主体が市町村等の場合は事業実施に要する経費の2分の1以内）</p>	<p>100万円以内</p> <p>※賃金及び報償費は、1人1日当たり9,000円を上限とする。</p>												

<p>第2条第3号に掲げる事業 宿泊型学習支援事業 (学校行事)</p>	<p>賃金 報償費 旅費（鉄道・航空機による移動に係る経費は除いた旅費、宿泊費や船室借上料。自家用車を使用する場合の距離の算定は、経済的かつ合理的な経路により行うものとし、車賃は1キロメートルにつき37円とする。） 需用費（食糧費及び賄材料費を除く。） 役務費 委託料 使用料及び賃借料</p> <p>※実施場所は原則、県内とする。ただし、合理的な理由がある場合かつ高知県に隣接する県に限り、県外での活動を認める。</p>	<p>定額</p>	<table border="1" data-bbox="1525 165 2018 660"> <thead> <tr> <th>学校数又は対象児童生徒の数</th> <th>補助金額の上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1校単独参加 (40人以下)</td> <td>20万円以内</td> </tr> <tr> <td>1校単独参加 (41人以上 80人以下) 2校合同参加</td> <td>30万円以内</td> </tr> <tr> <td>1校単独参加 (81人以上) 3校以上合同参加</td> <td>40万円以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※賃金及び報償費は、1人1日当たり9,000円を上限とする。</p>	学校数又は対象児童生徒の数	補助金額の上限	1校単独参加 (40人以下)	20万円以内	1校単独参加 (41人以上 80人以下) 2校合同参加	30万円以内	1校単独参加 (81人以上) 3校以上合同参加	40万円以内
学校数又は対象児童生徒の数	補助金額の上限										
1校単独参加 (40人以下)	20万円以内										
1校単独参加 (41人以上 80人以下) 2校合同参加	30万円以内										
1校単独参加 (81人以上) 3校以上合同参加	40万円以内										
<p>第2条第4号に掲げる事業 宿泊型学習支援事業 (学校行事以外)</p>	<p>賃金 報償費 旅費（鉄道・航空機による移動に係る経費は除いた旅費、宿泊費や船室借上料。自家用車を使用する場合の距離の算定は、経済的かつ合理的な経路により行うものとし、車賃は1キロメートルにつき37円とする。） 需用費（食糧費及び賄材料費を除く。） 役務費 委託料 使用料及び賃借料</p> <p>※実施場所は原則、県内とする。ただし、合理的な理由がある場合かつ高知県に隣接する県に限り、県外での活動を認める。</p>	<p>定額</p>	<table border="1" data-bbox="1516 842 2027 1166"> <thead> <tr> <th>対象児童生徒の数</th> <th>補助金額の上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8人以上 20人以下</td> <td>25万円以内</td> </tr> <tr> <td>21人以上 40人以下</td> <td>35万円以内</td> </tr> <tr> <td>41人以上</td> <td>45万円以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※賃金及び報償費は、1人1日当たり9,000円を上限とする。</p>	対象児童生徒の数	補助金額の上限	8人以上 20人以下	25万円以内	21人以上 40人以下	35万円以内	41人以上	45万円以内
対象児童生徒の数	補助金額の上限										
8人以上 20人以下	25万円以内										
21人以上 40人以下	35万円以内										
41人以上	45万円以内										

第2条第5号に掲げる事業 宿泊型学習利用促進事業 (学校行事)	食費(ただし、市町村等が3分の1以上の補助を行う 場合に限る。)	3分の1以内又は1人当たり上限額2,000円を比較し少ない額
---------------------------------------	-------------------------------------	--------------------------------

(注1). 国若しくは県の他の事業(補助金を交付する他の事業、委託事業等)又は「緑の募金」を活用して助成する事業等に採択若しくは採択予定の事業は、補助対象外とする。

(注2). 事業実施主体が市町村等であって、当該補助事業の総事業費から補助金を控除した市町村等費の財源に森林環境譲与税を充てた場合は、補助対象外とする。

(注3). 宿泊型学習利用促進(学校行事)については、免除又は減額する保護者負担額のうち、他法令等で公費負担や補助の対象となる場合は、補助対象外とする。

別表第3（第6条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。